

社会保険のてびき(令和7年度版)追補その2

令和7年10月 社会保険研究所

(1) 健康保険・被扶養者認定基準のうち、収入要件の一部見直し

本書P33の＜130万円の壁への対応＞の本文5行目の後ろに以下の記述を追加します。

＜19歳以上23歳未満の認定対象者についての収入要件の見直し＞

年間収入の認定要件が「130万円未満」となっている認定対象者（被保険者の配偶者は除きます）のうち、19歳以上23歳未満の人については、その要件が**令和7年10月1日**から、「150万円未満」へと引き上げられています。

(2) 「20歳前障害による障害基礎年金の支給停止の所得基準」の引上げ

本書P406の＜受給権者の所得による2段階の支給停止＞における所得基準額については、**令和7年10月1日**から、「3,704,000円」は「3,761,000円」に、また「4,721,000円」は「4,794,000円」に、それぞれ引き上げられています（令和7年政令第253号）。

(3) 令和7年度税制改正による所得税の基礎控除の見直し

令和7年の税制改正により、令和7年12月以後の所得税の基礎控除や給与所得控除の見直しが行われます。これにともない、本書P481の末尾の後に以下の記述を追加します。

＜令和7年分の源泉徴収＞

令和7年分の公的年金等の源泉徴収においては、公的年金等の支払者は令和7年12月の年金支払時に、今回の税制改正後の一定の基礎的控除額を用いて計算した1年分の税額とすでに源泉徴収した税額との精算を行うことになります。

なお、公的年金等の受給者が、令和7年分の所得税について、「特定親族特別控除」の適用をうけようとする場合や扶養親族等の要件を満たすこととなった親族の扶養控除等の適用をうけようとする場合には、原則として確定申告をする必要があります。

*「特定親族」とは、居住者と生計を一にする親族のうち19歳以上23歳未満で合計所得金額が58万円超123万円以下（収入金額では123万円超188万円以下）の人をいいます。そして、「特定親族特別控除」とは、この特定親族の合計所得金額に応じて63万円から3万円の範囲でうけられる控除をいいます。

（裏面に続きます）

●令和7年分の基礎的控除額

年齢	65歳未満	65歳以上
令和7年各月の年金支払時	年金月額×25%+6.5万円 (最低9万円)	年金月額×25%+6.5万円 (最低13.5万円)
令和7年12月の精算時	年金月額×25%+10万円 (最低12.5万円)	年金月額×25%+10万円 (最低16.5万円)

* 令和7年12月に公的年金等の支払いがなく、公的年金等の支払者による精算が行われなかった場合で、令和7年分の公的年金等について源泉徴収された税額があるときには、公的年金等の受給者は確定申告により精算することができます。

＜令和8年分の源泉徴収＞

今回の税制改正による「特定親族特別控除」の創設にともない、令和8年以後の「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」には、「源泉控除対象親族」（合計所得金額の見積額が85万円以下の人に限る）を記載することとなります。

* 「源泉控除対象親族」とは、①控除対象扶養親族または②居住者と生計を一にする親族のうち19歳以上23歳未満で合計所得金額が58万円超85万円以下の人をいいます。

令和8年1月1日以後に支払われる公的年金等に係る源泉徴収税額の計算における控除額は次のようになります。

まず、基礎的控除額は次のようになります。

●令和8年以後の基礎的控除額

年齢	65歳未満		65歳以上	
年金額	213万円以下	213万円超	242万円以下	242万円超
令和8年分	年金月額×25% +10.5万円 (最低13万円)	年金月額×25% +10万円 (最低12.5万円)	年金月額×25% +10.5万円 (最低17.5万円)	年金月額×25% +10万円 (最低16.5万円)
令和9年分以後		年金月額×25% +7.5万円 (最低10万円)		年金月額×25% +7.5万円 (最低14万円)

また、「特定親族特別控除」の新設により、源泉控除対象となる特定親族がいる場合には人的控除額（479頁の月割控除額）として、源泉控除対象親族に新たに「特定親族」1人につき52,500円が設けられます。なお、源泉控除対象親族となる「特定親族」は合計所得金額が85万円以下の人となります。

なお、令和8年以後は、今回の税制改正による基礎的控除額の見直しにより、源泉徴収を要しない公的年金等の額が次のように見直されます。

年齢	65歳未満	65歳以上
令和7年分以前	108万円	158万円
令和8年分以後	155万円	205万円